

InnoPM サービス利用約款

第1条 (目的)

InnoPM サービス利用約款 (以下、「本約款」という) は、カクシン株式会社 (以下、「当社」という) が ASP (アプリケーションサービスプロバイダ) 形態にて提供する InnoPM サービス (以下、「本サービス」という) の利用に関し、以下のとおり約款を定める。

第2条 (契約の成立)

本サービスの契約希望者 (以下、「契約者」という) が、本約款を承諾の上、当社が定める利用申込書 (以下、「申込書」という) に必要事項を記入し申込を行い、当社が本サービスの設定完了を契約者宛てに発信した時点で当社と契約者との間で本サービスの利用契約 (以下「本契約」という) が成立するものとする。なお、申込書は本約款の一部を構成する。

第3条 (サービスの使用開始)

当社が本サービスの設定完了を契約者に発信した時点の翌日をサービス利用開始日 (以下、「利用開始日」という) とし、契約者は利用開始日より本サービスを利用できるものとする。

第4条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、利用開始日より3ヶ月とする。

- 最低利用期間の途中で本契約を解約した場合、契約者は当社に対して違約金として、解約日から契約期間終了までの期間のサービス利用料を、解約日から1ヶ月以内に支払うものとする。なお、解約の時点で最低利用期間のサービス利用料をすでに支払っている場合は違約金は発生しない。

第5条 (サービス利用料)

契約者は当社に対して別表に定める利用料に消費税および地方消費税を加えた額を支払う。なお、第3条に定める料金発生日が月初でない場合は、当月の支払い金額は、利用開始日より当月末までの日割り計算にて算出される金額とする。

第6条 (支払方法)

契約者は前条に定めるサービス利用料の支払いを当社指定の金融機関を通じて行う。なお、契約者は当社が指定する日までに当該料金を支払うものとする。なお、振り込み手数料は契約者の負担とする。

- 契約者は当社に対して金銭債務の支払いを遅延または滞納した場合、当該債務に対して年率14.6% (年365日の日割計算) の遅延利息を完済まで支払うものとする。

第7条 (サービスの提供)

本サービスは、日本国内限定にて非独占的に使用を許諾するものとする。

第8条 (保証の範囲)

当社が契約者に対して提供するサービスは、当社がその時点で保有している状態で提供しており、契約者が予定している利用目的への適合性に対する不合理がないことを保証するものではないことを契約者は承諾する。万が一、本サービス利用の結果として損害等が生じた場合、契約者は当社に対してその一切の損害賠償を請求しないものとする。

第9条 (サービスの停止と中止)

当社は、次の各号に該当する場合、契約者に対し事前に通知の上、本サービスの全部または一部の掲載を中止することができる。但し、緊急の場合は通知を必要としない。

- 契約者が本約款又は利用規約に違反したと当社が判断したとき
 - 契約者が料金の支払いを怠ったとき
 - 第13条に定める契約解除事由が発生したとき
- 当社は、次の各号に該当する場合、契約者に対し事前に通知の上、本サービスの提供を停止することができる。但し、緊急の場合は通知を必要としない。
 - 当社が本サービスに係るシステムの更新、保守、点検を行うとき
 - 停電・通信回線の事故又は天災地変等により本サービスの使用が不可能となったとき
 - その他、当社が本サービスの提供の中止又は停止が必要と判断したとき
 - 当社は、本条に定める事由により本サービスの提供の停止に基づいて発生した損害について一切免責される。

第10条 (契約終了後の措置)

本約款の第11条、第12条、第15条、第16条、第18条及び本条の定めについては本約款の終了といえども引き続き有効とし、契約者は当該各条項の定めを遵守するものとする。

第11条 (権利の帰属)

本サービス及び本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、当社に帰属するものとする。

第12条 (損害賠償)

本約款において別段の定めがある場合を除き、契約者は当社に対し本約款に関連して、当社に損害を与えた場合には、直接の結果として現実に被った通常の損害の一切に対して賠償責任を負う。

第13条（解約）

契約者は、解約を希望する日の1ヶ月前までに本契約の解約を希望する旨を当社に通知することで、本契約を解約することができる。

第14条（契約解除）

当社は、契約者に対し次の各号に挙げる事由の一が生じたときには、当社が契約者に書面で通知することにより、直ちに本契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) 本契約に違反し、その是正を求める通知を受領後15日以内に当該違反の是正をしない場合
 - (2) 支払い停止もしくは支払い不能となり、または、破産、民事再生手続き開始、会社整理開始もしくは会社更生手続き開始その他これらに類する手続き開始の申し立てがあったとき
 - (3) 振り出しまたは引き受けた手形または小切手が不渡りとなったとき
 - (4) 仮差押え、仮処分、差押えまたは競売の申立てを受けたとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 解散（合併による場合を除く。）、清算、または営業の全部もしくは実質的に全部を第三者に譲渡したとき
 - (7) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消相当の処分を受けたとき
 - (8) 試算、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (9) 契約者と連絡が取れなくなったとき
 - (10) その他当社が必要と判断したとき
2. 契約者が前項各号の一に該当する場合、当社に対する一切の債務（本契約に基づく債務に限らない）について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全部を弁済しなければならない。
 3. 本条に基づき当社が本契約を解除する場合、契約者は当社に対して、違約金として、解約日から契約期間終了日までの期間の料金相当額を支払う。

第15条（秘密保持）

当社及び契約者は、本契約の履行及び本サービスの使用その他本契約に関連して相手方より知得した営業秘密として管理されている情報の開示にあたり秘密である旨を明示した情報（以下、あわせて「秘密情報」という）を本契約の有効期間中はもとより本契約が効力を失った後においても、相手方の書面による事前の承諾のない限り、第三者に開示・漏洩してはならず、又本契約履行の目的以外に使用してはならない。但し、以下の各号の一に該当する情報は、この限りではない。

- (1) 受領の時点において既に公知の情報、又は相手方より受領後、受領当事者の責めに帰すべからざる事由により公知になった情報。
 - (2) 相手方から受領する以前に、自らが正当に保持又は知っていたことを証明し得る情報。
 - (3) 相手方からの情報に依拠せずして、自らが独自に開発したことを立証した情報。
 - (4) 正当な開示権限を有する第三者より正当且つ制約なしに入手した情報。
 - (5) 相手方が当該制約から除外することを書面により承諾した情報。
2. 当社及び契約者は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に保管・管理し、本契約の履行に関与する自己の従業員等の秘密情報を知得する者に対し、前項の義務を周知の上、これらの者に当該義務を遵守させるよう適切な措置を講ずるものとする。
 3. 本条の定めは、本契約終了後も有効に存続する。

第16条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利義務の全部又は一部、及び本契約上の地位を第三者に譲渡し、転貸し、又は使用、承継若しくは代行させ、又は担保の目的に供してはならない。

第17条（約款の変更）

当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本約款を変更することができるものとする。

第18条（準拠法及び合意管轄）

本約款及び本契約の準拠法はこれを日本法とし、本約款の定めより生じた一切の争訟については、訴額の如何にかかわらず、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

附則

平成21年1月1日 制定
平成22年3月6日 改定
平成22年6月13日 改定
平成22年8月10日 改定